

# 一般競争入札における1者応札の取扱いの変更について

令和3年2月5日  
茨城県土木部監理課

建設工事の一般競争入札においては、適正な競争確保を目的として、平成22年4月1日から入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めるものとしておりますが、入札不調の増加による事業進捗の遅延を防止するため、茨城県土木部発注工事においては、1者応札の取扱いを下記のとおり変更し、**令和3年2月8日以降に入札公告を行う工事から適用**することとしましたので、お知らせいたします。

## ■ 1者応札の取扱いについて

### 【現行】

- ・入札参加者が1者のみの場合は、入札を無効として取り止める。
- ・再度公告して行う入札において、入札参加者が再度1者になった場合は、入札は有効として取り扱う。

### 【変更】

#### ① 応札可能業者に県外本店業者が含まれる工事の場合（今回変更）

- ・**入札参加者が1者のみの場合でも、入札は有効として取り扱う。**

#### ② 応札可能業者が県内本店業者のみの場合（今回変更なし）

- ・入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める。
- ・再度公告して行う入札において、入札参加者が再度1者になった場合は、入札は有効として取り扱う。

区分	1回目		2回目（再度公告）	
	現行	変更	現行	変更
県外本店業者を含む	× (無効)	○ <u>(有効)</u>	○ (有効)	
県内本店業者のみ	× (無効)	× (無効)	○ (有効)	○ (有効)

### 【注意】

- ・低入札価格調査及び最低制限価格により失格となった入札者及び予定価格超過の入札者については、入札参加として取り扱いません。
- ・入札を辞退した者やとりおりなどにより入札が無効となった者は入札参加として取り扱いません。
- ・特定JVの場合、構成員に県外本店業者が含まれる場合は、県外本店業者として取り扱います。
- ・個別案件ごとの1者応札の取扱いについては、入札公告を確認願います。